

令和 3 年度

鳴門市国民健康保険運営協議会

議 案 書

令和4年2月

目 次

第1号議案	令和3年度国民健康保険会計決算見込みについて	・・・1
第2号議案	令和4年度国民健康保険運営方針（案）について	・・・3
第3号議案	令和4年度国民健康保険会計予算（案）について	・・・7
そ の 他		・・・9
①	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部 を改正する法律の公布と国民健康保険法施行令の一部改正について	
	鳴門市国民健康保険運営協議会委嘱者名簿	・・・10

第1号議案

令和3年度 国民健康保険会計決算見込みについて

(歳入)

(単位：千円)

区 分		予算額 (A)	決算見込額 (B)	差引増減 (B - A)	説 明		
国 保 料	一 般	現 年	医 療 分	905,160	978,141	72,981	保険料のうち国保事業費納付金（医療給付費分）等に充てられるものです
		後 期 支 援 分	297,082	286,740	△ 10,342	保険料のうち国保事業費納付金（後期高齢者支援金分）に充てられるものです	
		介 護 分	101,086	95,424	△ 5,662	保険料のうち国保事業費納付金（介護納付金分）に充てられるものです	
		過 年	医 療 分	20,373	20,066	△ 307	前年度までに納付されなかった保険料です（滞納繰越）
			後 期 支 援 分	7,701	5,855	△ 1,846	
			介 護 分	3,521	3,214	△ 307	
	小 計		1,334,923	1,389,440	54,517		
	退 職	現 年	医 療 分	10	10	0	●退職被保険者 国保の被保険者であって65歳未満のかた、原則として被用者年金の老齢(退職)年金の受給権者（加入期間が20年以上又は40歳以降10年以上）が対象となります
			後 期 支 援 分	10	10	0	
			介 護 分	10	10	0	
		過 年	医 療 分	46	46	0	
			後 期 支 援 分	17	17	0	
			介 護 分	15	15	0	
小 計		108	108	0			
合 計		1,335,031	1,389,548	54,517			
督 促 手 数 料		500	500	0			
国 庫 支 出 金	国 庫 補 助 金	災 害 等 臨 時 特 例 補 助 金	0	2,445	2,445	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免に対する補助金です	
		合 計	0	2,445	2,445		
県 支 出 金	保 険 給 付 費 等 交 付 金	普 通 交 付 金	4,744,375	5,086,281	341,906	県が市町村に交付する交付金のことで、市町村が保険給付に要した費用について交付される普通交付金と、市町村の財政状況などに応じて交付される特別交付金があります	
		特 別 交 付 金	211,352	157,083	△ 54,269		
		小 計	4,955,727	5,243,364	287,637		
	合 計		4,955,727	5,243,364	287,637		
一 般 会 計 繰 入 金	保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	254,921	253,908	△ 1,013	低所得者を対象とした保険料軽減相当額について一般会計から繰り入れるものです		
	保 険 者 支 援 制 度 繰 入 金	149,278	149,278	0			
	職 員 給 与 費 等	72,554	71,079	△ 1,475	国民健康保険関係職員に係る費用です		
	出 産 育 児 一 時 金	12,600	4,760	△ 7,840	出産育児一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです		
	財 政 安 定 化 支 援 事 業	32,148	83,924	51,776	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです		
	そ の 他 (事 務 費 分)	73,571	67,494	△ 6,077	国民健康保険関係事務に係る費用です		
合 計		595,072	630,443	35,371			
諸 収 入	延 滞 金	1,510	1,510	0			
	第 三 者 納 付 金 ・ 返 納 金	8,050	13,168	5,118	交通事故等第三者が負担すべき医療費について第三者から納付されたものや不当利得等による医療費の返納金です		
	利 子 及 び 配 当 金	4	14	10	財政調整基金の運用利子です		
	指 定 公 費 負 担 医 療 費 納 付 金	50	50	0			
	そ の 他 雑 入	0	0	0			
	合 計		9,614	14,742	5,128		
繰 越 金	2,000	56,210	54,210	前年度会計からの繰越金です			
財 政 調 整 基 金 繰 入 金	0	0	0	財政調整基金から繰り入れるものです			
繰 上 充 用 金	0	0	0				
歳 入 合 計		6,897,944	7,337,252	439,308			

令和3年度 国民健康保険会計決算見込みについて

(歳出)

(単位：千円)

区 分		予算額 (A)	決算見込額 (B)	差引増減 (B - A)	説 明	
総務費	一般管理費	職員給与費	44,282	44,282	0	国民健康保険関係職員(資格・給付)に係る費用です
		電算共同処理関係費	27,489	27,798	309	国保連合会の共同処理に係る費用です
		その他事務費	7,878	7,878	0	国保事業の運営に係る一般管理費用です
		医療費適正化特別対策事業費	12,099	12,099	0	医療費適正化のためのレセプト点検等の費用です
		基金積立金	5	95,414	95,409	財政調整基金への積立金です
		連合会負担金	13,537	13,537	0	国保連合会への業務委託のための負担金です
		小計	105,290	201,008	95,718	
	総務費徴収	職員給与費	25,354	25,354	0	国民健康保険関係職員(賦課・収納)に係る費用です
		賦課徴収費	13,236	13,236	0	国民健康保険料の賦課・徴収事務に係る費用です
		収納率向上特別対策事業費	7,937	7,937	0	保険料収納率向上に係る費用です
		小計	46,527	46,527	0	
	運営協議会費	397	397	0	運営協議会に係る費用です	
	合計	152,214	247,932	95,718		
保険給付費	一般療養諸費	療養給付費	4,086,868	4,361,425	274,557	療養費用(医療・薬剤等)の個人負担分を除いた残りを保険給付するものです
		療養費	40,249	42,040	1,791	補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後申請により保険給付するものです
		小計	4,127,117	4,403,465	276,348	
		退職療養給付費	500	500	0	
		退職療養費	20	20	0	
		小計	520	520	0	
	審査支払手数料	21,914	21,914	0	レセプトの審査に係る費用です	
	計	4,149,551	4,425,899	276,348		
	高額療養費	一般高額療養費	594,473	660,031	65,558	医療費の1ヶ月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付するものです
		退職高額療養費	15	15	0	
		一般高額介護合算療養費	500	500	0	1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が限度額を超えた場合に、超えた額を保険給付するものです
		退職高額介護合算療養費	50	50	0	
		計	595,038	660,596	65,558	
	移送費	20	20	0	疾病等により移動困難な患者が、医師の指示により、緊急に入院・転院の必要があり、移送された場合に給付するものです	
	出産育児一時金	18,900	18,900	0	被保険者の出産に対して給付するものです	
	出産育児一時金支払手数料	10	10	0	出産育児一時金の支払に係る国保連合会への手数料です	
	葬祭費	2,200	2,200	0	被保険者の死亡に伴い給付するものです	
	傷病手当金	538	906	368	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して給付するものです	
	合計	4,766,257	5,108,531	342,274		
国保事業費納付金	医療給付費分	1,362,122	1,362,122	0	保険給付費などの見込額から、国や県の公費で賄われる部分を除いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して県が市町村ごとに決定します。市町村は保険料などにより、納付金を納めます。	
	後期高齢者支援金等分	389,456	389,456	0		
	介護納付金分	136,417	136,417	0		
合計	1,887,995	1,887,995	0			
共同事業拠出金	5	5	0	退職者医療制度に関する費用です		
保健事業費	保健事業費	26,739	26,739	0	人間ドック等被保険者の健康増進等に関する費用です	
	特定健診等事業費	57,575	57,575	0	特定健診・特定保健指導に係る費用です	
	合計	84,314	84,314	0		
諸支出金	保険料還付金	5,010	5,010	0		
	償還金	160	1,476	1,316	国等の負担金・交付金の前年度清算に伴う返還金などです	
	指定公費負担医療費	50	50	0		
	合計	5,220	6,536	1,316		
予備費	1,939	1,939	0			
歳出合計	6,897,944	7,337,252	439,308			

令和4年度 鳴門市国民健康保険運営方針（案）について

国民健康保険制度の新制度が施行され3年が経過しましたが、国保被保険者の年齢構成や医療費水準は、他の医療保険制度と比べて高く、加えて所得水準が低いという構造的な課題は依然として残っており、本市の国民健康保険事業の運営に係る財政状況は、一段と厳しさを増しています。

本市における国民健康保険の加入世帯、被保険者数はともに減少傾向が続く一方で、被保険者1人当たりの医療費は、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響で令和2年度においては一旦減少したものの、急速に進む高齢化や医学・医療技術の進歩により、今後も増加が見込まれます。

こうした状況において、本市では、制度改正により導入された保険者の医療費の適正化に向けた取組等を評価する「保険者努力支援制度」の交付金等の確保、保険料の適正賦課や収納率の向上、適正な資格管理や給付の決定、被保険者の予防・健康づくり意識の高揚や健康増進に寄与する保健事業を実施し、より一層財政の健全化に努めます。

今後も国民健康保険の安定的な運営の確保に向けて、県と連携しながら効果的かつ効率的に推進し、以下に掲げる事業を重点的に実施していきます。

1. 保険料収納率向上対策

(1) 滞納者対策

滞納者に対する文書催告又は夜間を利用した納付相談窓口の開設等により、納付交渉を随時行い接触機会の確保に努めます。

また、令和2年度から開設した保険料納付コールセンターにおいて、専門のオペレーターによる自主納付の呼びかけにより、収入未済額の縮減を図ります。

● 収納率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現年度分	95.85%	95.29%	95.60%
滞納繰越分	24.05%	24.07%	26.45%
全体分	88.34%	88.82%	90.00%
収納率目標（県）※	94.00%	94.00%	95.50%

※令和2年度から県現年度分収納率目標は95.5%

(2) 口座振替利用の促進

納付書や保険料更正通知発送時に口座振替郵送用依頼書を同封し、口座振替加入の促進に努めます。

● 普通徴収に占める口座振替の割合

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
世帯数の割合	41.9%	42.5%	43.8%

(3) 財産調査の実施

財産調査を実施して納付能力の把握に努め、滞納者の状況に即した柔軟な対応の実施につなげます。

2.医療費適正化の推進

(1) レセプト点検の充実

引き続き国保連合会と本市によるレセプト点検を実施し、医療費の適正化を図ります。

●レセプト資格・内容点検による実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
資格	件数(件)	1,025	918	989
	金額(千円)	23,614	15,039	18,679
内容	件数(件)	709	686	675
	金額(千円)	4,354	4,362	2,618
合計	件数(件)	1,734	1,604	1,664
	金額(千円)	27,968	19,401	21,297
財政効果額(1人あたり)	金額(円)	1,997	1,742	1,606

(2) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及・啓発

国保連合会の共同事業により、年4回後発医薬品利用差額通知を送付します。

また、窓口での保険証交付時にジェネリック医薬品希望カードを同封し、患者負担の軽減と医療費抑制を図り、後発医薬品の使用割合(数量シェア)80%を目指します。

●使用割合実績(数量シェア)

使用割合	令和元年9月診療分	令和2年3月診療分	令和2年9月診療分	令和3年3月診療分
市	67.1%	69.9%	71.4%	73.1%
県平均	65.8%	69.1%	70.8%	72.6%
県内における本市の順位	12位	11位	16位	17位
全国平均	74.9%	77.4%	78.2%	79.2%

(3) 重複・多剤投与者に対する取組み

国保連合会の共同事業により、年2回重複・多剤服薬通知を送付します。

重複、多剤、禁忌等の服薬がある被保険者について、レセプトデータから該当者を抽出し、おくすり手帳の補完もしくは代わりとなる通知書を送付します。

●重複・多剤服薬情報通知実績

送付月	通知件数	対象期間
令和3年7月	440	令和2年12月～令和3年3月診療
令和3年12月	188	令和3年5月～令和3年8月診療

3.保健事業の推進

第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、糖尿病等生活習慣病の発症予防や、虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病性腎症等の重症化予防を図るため、特定健康診査・保健指導事業を実施します。

(1) 特定健康診査・特定保健指導実施率の向上

●特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定健康診査	対象者数	10,760人	10,493人	10,231人	10,226人
	受診者数	3,081人	3,329人	3,291人	3,793人
	受診率	28.6%	31.7%	32.2%	37.1%
	目標値	60%	35%	40%	45%
県内における本市の順位		24位	23位	23位	16位
特定保健指導	対象者数	423人	472人	460人	517人
	動機づけ支援	343人	373人	379人	424人
	積極的支援	80人	99人	81人	93人
	実施者数	288人	279人	352人	329人
	動機づけ支援	260人	255人	315人	309人
	積極的支援	28人	24人	36人	20人
	実施率	68.1%	59.1%	76.5%	63.6%
	目標値	60%	55%	60%	60%
	県内における本市の順位		21位	24位	17位

○未受診者対策

平成28年度より実施しておりますコールセンター方式による受診勧奨において、オペレーターに保健師や管理栄養士等の専門職を配置し、健康相談を兼ねた勧奨を引き続き行います。

また、職場健診等を受診した方には、健診結果の提供に協力していただけるよう周知を図ります。

○診療情報提供事業（みなし健診）の実施

未受診者の多くが「治療中」であることから、かかりつけ医で実施された健診等結果データのうち、特定健康診査の基本健診項目をすべて満たす結果データを受領し、特定健康診査結果データとして活用することで、受診率の向上を図ります。

●みなし健診事業実績

年度	令和2年度
同意者	94人
実施者	46人

(2) 集団健診及び二次検査の実施

休日を利用した集団健診において、引き続き頸部超音波検査・前立腺がん検査をオプション検査として実施し、特定健診男性利用者の確保に努めるとともに、被保険者の健康意識の高揚を図ります。

頸部超音波検査については、特定健診受診者のうち特定保健指導対象者に対し、頸動脈の肥厚やプラーク状況を把握し生活改善につなげるための二次検査を実施します。

また、特定健診の結果で糖尿病が疑われる方には、二次検査として75g糖負荷試験を行い、糖尿病の早期発見につなげます。

●各検査内容

検査項目	検査内容
頸部超音波検査	動脈硬化の状態を調べる検査で、動脈の壁の厚さ等を測る検査
前立腺がん検査	前立腺がんを早期発見するために、タンパク質の一種であるPSA値を調べる検査
75g糖負荷試験	一定量のブドウ糖を投与し、時間を追って血糖値やインスリン量を測定し、糖尿病であるかどうかの検査
ヤング健診	20歳から39歳までを対象とした健康診査

(3) 人間ドック・脳ドック助成事業の実施

被保険者の疾病予防、早期発見、早期治療を目的に実施します。

●人間ドック・脳ドックの定員・費用助成

受診年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	費用額
人間ドック	定員	380	380	380	受診費用の2割程度
	申込者数	513	544	603	
	倍率	1.35	1.43	1.59	
脳ドック	定員	120	120	120	受診費用の2割程度
	申込者数	158	163	207	
	倍率	1.32	1.36	1.73	

(4) 他医療保険者との連携強化

他の医療保険者との意見調整・交換が行われる保険者協議会等において、保健事業の取り組みに対する好事例等の情報の共有を図ります。

また、協会けんぽ徳島支部との健康づくりに関する協定に基づき、健康づくりに向けた取り組みについて連携・協力を進めていきます。

4. 広報活動の推進

国民健康保険制度の周知を図るため、広報誌、市公式ウェブサイト、Twitter等のメディア媒体を利用し、啓発を行うとともに、制度改正等については実施時期に合わせ、被保険者に分かりやすい案内ができるように努めます。

第3号議案

令和4年度 国民健康保険会計予算（案）について

(歳入)

(単位：千円)

区 分		R 3当初予算 (A)	R 4当初予算 (B)	差引増減 (B - A)	説 明		
国 保 料	一 般	現年	医療分	905,160	913,035	7,875	保険料のうち国保事業費納付金（医療給付費分）等に充てられるものです
		後期支援分	297,082	303,706	6,624	保険料のうち国保事業費納付金（後期高齢者支援金分）に充てられるものです	
		介護分	101,086	102,004	918	保険料のうち国保事業費納付金（介護納付金分）に充てられるものです	
		過年	医療分	20,373	21,349	976	前年度までに納付されなかった保険料です（滞納繰越）
		後期支援分	7,701	6,058	△ 1,643		
		介護分	3,521	3,171	△ 350		
	小計	1,334,923	1,349,323	14,400			
	退 職	現年	医療分	10	0	△ 10	●退職被保険者 国保の被保険者であって65歳未満のかた、原則として被用者年金の老齢(退職)年金の受給権者（加入期間が20年以上又は40歳以降10年以上）が対象となります
		後期支援分	10	0	△ 10		
		介護分	10	0	△ 10		
		過年	医療分	46	75	29	
		後期支援分	17	20	3		
		介護分	15	21	6		
小計	108	116	8				
合計	1,335,031	1,349,439	14,408				
督促手数料		500	500	0			
県 支 出 金	保険給付費等交付金	普通交付金	4,744,375	4,975,567	231,192	県が市町村に交付する交付金の中で、市町村が保険給付によつた費用について交付される普通交付金と、市町村の財政状況などに応じて交付される特別交付金があります。	
		特別交付金	210,875	167,032	△ 43,843		
	合計	4,955,250	5,142,599	187,349			
一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	254,921	254,039	△ 882	低所得者を対象とした保険料軽減相当額について一般会計から繰り入れるものです		
	保険者支援制度繰入金	149,278	149,147	△ 131			
	職員給与費等	72,554	73,352	798	国民健康保険関係職員に係る費用です		
	出産育児一時金	12,600	11,200	△ 1,400	出産育児一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです		
	財政安定化支援事業	32,148	41,901	9,753	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです		
	その他（事務費分）	73,571	69,439	△ 4,132	国民健康保険関係事務に係る費用です		
	合計	595,072	599,078	4,006			
諸 収 入	延滞金	1,510	1,510	0			
	第三者納付金・返納金	8,050	8,050	0	交通事故等第三者が負担すべき医療費について第三者から納付されたものや不当利得等による医療費の返納金です		
	利子及び配当金	4	3	△ 1	財政調整基金の運用利子です		
	指定公費負担医療費納付金	50	50	0			
	その他雑入	0	0	0			
	合計	9,614	9,613	△ 1			
繰越金	2,000	2,000	0	前年度会計からの繰越金です			
財政調整基金	0	0	0				
繰上充用金	0	0	0				
歳入合計	6,897,467	7,103,229	205,762				

令和4年度 国民健康保険会計予算(案)について

(歳出)

(単位:千円)

区 分		R 3当初予算 (A)	R 4当初予算 (B)	差引増減 (B - A)	説 明	
総 務 費	一 般 管 理 費	職 員 給 与 費	44,282	44,341	59	国民健康保険関係職員(資格・給付)に係る費用です
		電 算 共 同 処 理 関 係 費	27,489	27,309	△ 180	国保連合会の共同処理に係る費用です
		そ の 他 事 務 費	7,878	7,748	△ 130	国保事業の運営に係る一般管理費用です
		医療費適正化特別対策事業費	12,099	11,630	△ 469	医療費適正化のためのレセプト点検等の費用です
		基 金 積 立 金	5	4	△ 1	財政調整基金への積立金です
		連 合 会 負 担 金	13,537	13,477	△ 60	国保連合会への業務委託のための負担金です
		小 計	105,290	104,509	△ 781	
	総 務 費 徴 収	職 員 給 与 費	25,354	26,110	756	国民健康保険関係職員(賦課・収納)に係る費用です
		賦 課 徴 収 費	13,236	11,834	△ 1,402	国民健康保険料の賦課・徴収事務に係る費用です
		収納率向上特別対策事業費	7,937	5,852	△ 2,085	保険料収納率向上に係る費用です
		小 計	46,527	43,796	△ 2,731	
	運 営 協 議 会 費	397	397	0	運営協議会に係る費用です	
	合 計	152,214	148,702	△ 3,512		
保 険 給 付 費	一 般 療 養 諸 費	療 養 給 付 費	4,086,868	4,297,030	210,162	療養費用(医療・薬剤等)の個人負担分を除いた残りを保険給付する ものです
		療 養 費	40,249	39,219	△ 1,030	補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後申請 により保険給付するものです
		小 計	4,127,117	4,336,249	209,132	
		退 職 療 養 給 付 費	500	100	△ 400	
		退 職 療 養 費	20	10	△ 10	
		小 計	520	110	△ 410	
	審 査 支 払 手 数 料	21,914	21,914	0	レセプトの審査に係る費用です	
	計	4,149,551	4,358,273	208,722		
	高 額 療 養 費	一 般 高 額 療 養 費	594,473	616,968	22,495	医療費の1ヶ月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超え た額を保険給付するものです
		退 職 高 額 療 養 費	15	10	△ 5	
		一 般 高 額 介 護 合 算 療 養 費	500	500	0	1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が 限度額を超えた場合に、超えた額を保険給付するものです
		退 職 高 額 介 護 合 算 療 養 費	50	30	△ 20	
		計	595,038	617,508	22,470	
	移 送 費	20	20	0	疾病等により移動困難な患者が、医師の指示により、緊急に入院・ 転院の必要があり、移送された場合に給付するものです	
	出 産 育 児 一 時 金	18,900	16,800	△ 2,100	被保険者の出産に対して給付するものです	
	出 産 育 児 一 時 金 支 払 手 数 料	10	9	△ 1	出産育児一時金の支払に係る国保連合会への手数料です	
	葬 祭 費	2,200	2,000	△ 200	被保険者の死亡に伴い給付するものです	
傷 病 手 当 金	0	544	544	新型コロナウイルス感染症等により休業した被用者に対して給付 するものです		
合 計	4,765,719	4,995,154	229,435			
国 保 事 業 費 納 付 金	医 療 給 付 費 分	1,362,122	1,332,707	△ 29,415	保険給付費などの見込額から、国や県の公費で賄われる部分を除 いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して県が 市町村ごとに決定します。市町村は保険料などにより、納付金を 納めます。	
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	389,456	394,211	4,755		
	介 護 納 付 金 分	136,417	136,939	522		
	合 計	1,887,995	1,863,857	△ 24,138		
共 同 事 業 拠 出 金	5	5	0	退職者医療制度に関する費用です		
保 健 事 業 費	保 健 事 業 費	26,739	26,621	△ 118	人間ドック等被保険者の健康増進等に関する費用です	
	特 定 健 診 等 事 業 費	57,575	61,670	4,095	特定健診・特定保健指導に係る費用です	
	合 計	84,314	88,291	3,977		
諸 支 出 金	保 険 料 還 付 金	5,010	5,010	0		
	償 還 金	160	160	0	還付保険料に付随する加算金などです。	
	指 定 公 費 負 担 医 療 費	50	50	0		
	合 計	5,220	5,220	0		
予 備 費	2,000	2,000	0			
歳 出 合 計	6,897,467	7,103,229	205,762			

【その他の報告 ①】

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布と国民健康保険法施行令の一部改正について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険料の均等割額を5割軽減することとされました。

また、「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額の引き上げることとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令362号）の一部を改正することとされました。

① 未就学児の均等割保険料軽減措置の導入（令和4年4月1日から施行）

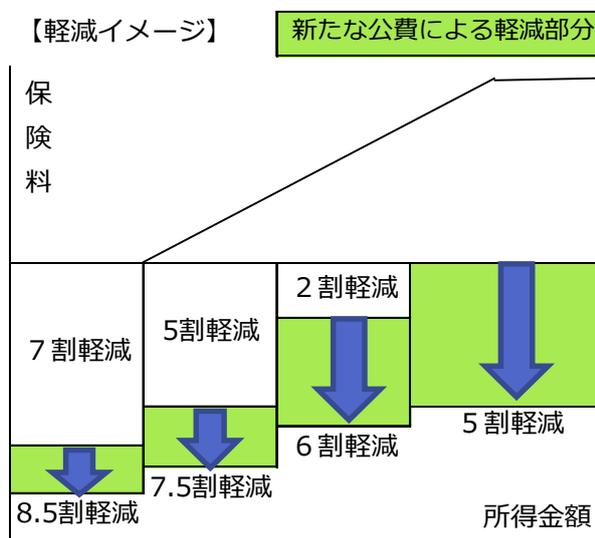
○対象者

対象は、全世帯の未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被保険者）とする。

○減額割合

未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費で軽減する。

低所得軽減（7割・5割・2割）が適用される世帯の場合は、残りの均等割額の5割を軽減対象とする。



② 国民健康保険料の基礎賦課額（医療分）及び後期高齢者支援金等分（支援分）に係る賦課限度額の引き上げ（令和4年4月1日から施行）

国民健康保険の保険料の基礎賦課額（医療分）に係る賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等分（支援分）に係る賦課限度額を19万円から20万円に引き上げる。

○賦課限度額（医療分・支援分）の引き上げ

[現行] 賦課限度額 99万円

（医療分63万円、後期支援金分19万円、介護分17万円）

[改正後] 賦課限度額 102万円

（医療分65万円、後期支援金分20万円、介護分17万円）

なお、介護分については現行のままとなります。

鳴門市国民健康保険運営協議会委員委嘱者名簿

任期 令和3年8月1日～令和6年7月31日

	氏名	職名(所属)	備考
公益代表委員 8名	秋田美代	鳴門教育大学副学長	会長
	大黒三義	鳴門市自治振興連合会里浦地区会長 (元鳴門市自治振興連合会副会長兼福祉部長)	副会長
	梶達矢	鳴門市議会議員	
	宅川靖次	鳴門市議会議員	
	長濱賢一	鳴門市議会議員	
	佐藤純子	徳島県東部保健福祉局副局長兼徳島保健所長兼吉野川保健所長	
	保岡正治	徳島県慢性期医療協会会長	
	邊見達彦	徳島県鳴門病院病院長	
医療機関等代表委員 8名	吉田成仁	鳴門市医師会会長	
	鶴飼伸一	鳴門市医師会副会長	
	元木康文	鳴門市医師会副会長	
	山上敦子	鳴門市医師会	
	齋藤勤	鳴門市医師会	
	中森義昭	徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会会長	
	日下淳	徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会副会長	
	川根正則	徳島県薬剤師会鳴門支部長	
被保険者代表委員 8名	友行静代		
	漆原光枝		
	福居博子		
	澤口敬明		
	浜川博満		
	藤本雅史		
	勘川昌宏		
	岡本啓一		
被用者保険等保険者代表委員(2名)	濱中博	健康保険組合連合会徳島連合会常任理事	
	今井信孝	全国健康保険協会徳島支部業務部レセプトグループ長	